

平成18年6月16日

株 主 各 位

**JSR株式会社**

東京都中央区築地五丁目6番10号

取締役社長 吉田 淑 則

## 第61回定時株主総会決議ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、本日開催の当社第61回定時株主総会において、下記のとおり報告ならびに決議されましたので、ご通知申し上げます。

敬 具

### 記

- 報告事項 1. 第61期（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）連結貸借対照表および連結損益計算書ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第61期（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）営業報告書、貸借対照表および損益計算書報告の件
- 上記各事項の内容を報告いたしました。

### 決議事項

- 第1号議案 第61期利益処分案承認の件  
本議案は、原案どおり承認可決され、当期末の利益配当金は、1株につき10円と決定いたしました。  
この結果、当期の年間配当金は、中間配当金とあわせて1株につき20円となり、年間で6円の増配となりました。  
また、期末時の取締役8名に対し、取締役賞与として総額73百万円を会社法に定める取締役への報酬等として支給することを決定いたしました。
- 第2号議案 定款一部変更の件  
本議案は、原案どおり承認可決されました。定款一部変更の内容は添付文書のとおりであります。
- 第3号議案 取締役9名選任の件  
本議案は、原案どおり承認可決され、取締役に吉田淑則、伊藤忠彦、山口隆、春木二生、長谷川誠一、小柴満信、別所信夫、廣瀬正樹、佐藤穂積の9氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

第4号議案 監査役1名選任の件

本議案は、原案どおり承認可決され、監査役に伊東健治氏が選任され、就任いたしました。  
なお、伊東健治氏は社外監査役であります。

第5号議案 取締役の報酬額改定および株式報酬型ストックオプションの内容決定の件

本議案は、原案どおり承認可決され、取締役報酬額を、株式報酬型ストックオプションによる報酬等の額として年額100百万円以内の金額で、従来の月額報酬額とは別枠として増額することといたしました。またストックオプションの内容として、取締役に付与する新株予約権につき、総数の上限を270個（普通株式27,000株）とすること、1株当たりの行使価額を1円とすること等を決定いたしました。

第6号議案 執行役員に対してストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件

本議案は、原案どおり承認可決され、当社の取締役を兼務しない執行役員に対し、株式報酬型ストックオプションとして発行する新株予約権につき、総数の上限を160個（普通株式16,000株）とすること、発行に当たっては金銭の払込みを要しないこと、および1株当たりの行使価額を1円とすること等の募集事項の決定を当社取締役会に委任することといたしました。

以 上

おって、本株主総会終了後開催の取締役会において、次のとおり選定され、就任いたしました。

取締役社長（代表取締役）	吉 田 淑 則
取締役副社長（代表取締役）	伊 藤 忠 彦
専務取締役	山 口 隆
常務取締役	春 木 二 生
常務取締役	長谷川 誠 一
常務取締役	小 柴 満 信

## 配当金のお支払いについて

第61期利益配当金は、同封の郵便振替支払通知書により、払渡期間内（平成18年6月19日から平成18年7月19日まで）に最寄りの郵便局でお受け取りください。

なお、配当金振込先をご指定の方には、「利益配当金計算書」および「配当金のお振込先について」をご送付いたしましたので、ご査収ください。

再 拝

---

## お知らせ

当社は、貸借対照表および損益計算書を決算公告に代えて、ホームページに掲載しております。

ホームページのアドレスは次のとおりです。

<http://www.jsr.co.jp/kessan.html>

(添付文書)

第2号議案 定款一部変更の件  
変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

変 更 前	変 更 後
第1章 総 則	第1章 総 則
(商 号) 第1条 本公司は、JSR株式会社と称する。英文ではJSR CORPORATIONと表示する。	(商 号) 第1条 (現行どおり)
(目 的) 第2条 本公司は、次の事業を営むことを目的とする。	(目 的) 第2条 本公司は、次の事業を営むことを目的とする。
1. 次の製品の製造、加工及び販売	1. 次の製品の製造、加工及び販売
(1) 合成ゴム、合成樹脂その他の化学工業製品	(1) 合成ゴム、合成樹脂その他の化学工業製品
(2) 合成ゴム、合成樹脂その他の化学工業製品の原料	(2) 合成ゴム、合成樹脂その他の化学工業製品の原料
(3) 理化学機器、 <u>電子機器、情報処理機器、医療用機器、眼鏡</u> 並びにこれらの部品及びその材料	(3) <u>光学電子機器、情報機器、理化学機器、医療用機器</u> 並びにこれらの部品及びその材料
(4) 土木建築用資材、住宅用資材及び包装用資材	(4) 土木建築用資材、住宅用資材及び包装用資材
(5) 環境改善用及び保健用資材、機器その他の製品	(5) 環境改善用及び保健用資材、機器その他の製品
(6) 音響・音声・映像用ディスクソフトウェア	(6) 音響・音声・映像用ディスクソフトウェア
(7) 食料品及び医薬品	(7) 食料品及び医薬品
2. 前号の事業に関する技術の供与及び指導、受託調査並びにコンサルティング業務	2. 前号の事業に関する技術の供与及び指導、受託調査並びにコンサルティング業務
3. 化学工業用機械設備の設計、製作及び販売並びに土木建築工事の設計、施工及び監理	3. 化学工業用機械設備の設計、製作及び販売並びに土木建築工事の設計、施工及び監理
4. 倉庫業、貨物自動車運送業及び自動車整備業	4. 倉庫業、貨物自動車運送業及び自動車整備業
5. <u>文化教養教室の経営及び情報処理サービス業</u>	5. 情報処理サービス業
6. <u>不動産の売買、賃貸借及び管理並びにホテルの経営</u>	6. 不動産の売買、賃貸借及び管理
7. 金融業及び総合リース業	7. 金融業及び総合リース業
8. 事務用品、家具及び日用品雑貨の販売	8. 事務用品、家具及び日用品雑貨の販売
9. 前各号に附帯又は関連する事業	9. 前各号に附帯又は関連する事業
(本店の所在地) 第3条 本公司は、本店を東京都中央区に置く。	(本店の所在地) 第3条 (現行どおり)

変 更 前	変 更 後
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(公 告)</p> <p>第4条 本会社の<u>公告</u>は、日本経済新聞に掲載して行う。</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行する株式の総数)</p> <p>第5条 本会社の発行する株式の総数は、696,061,000株とする。<u>ただし、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第6条 本会社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買い受けることができる。</u></p> <p>(1単元の株式の数及び単元未満株券の不発行)</p> <p>第7条 本会社の1単元の株式の数は、100株とする。</p> <p>2 本会社は、<u>1単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)</u>に係わる株券を発行しない。</p>	<p>(機 関)</p> <p>第4条 本会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) <u>取締役会</u></p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) <u>会計監査人</u></p> <p>(公 告)</p> <p>第5条 本会社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 本会社の<u>発行可能株式総数</u>は、696,061,000株とする。</p> <p>(株券の発行)</p> <p>第7条 本会社は、<u>株式に係わる株券を発行する。</u></p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第8条 本会社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>(単元株式数及び単元未満株券の不発行)</p> <p>第9条 本会社の<u>単元株式数</u>は、100株とする。</p> <p>2 本会社は、<u>第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係わる株券を発行しない。</u></p>

変 更 前	変 更 後
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第8条 本会社の株券の種類並びに株式の名義書換、信託財産の表示、質権の登録、株券の再交付、株券喪失登録の手續、単元未満株式の買取その他株式に関する取扱及びその手数料については、取締役会の定める株式取扱規則による。</p> <p>(基準日)</p> <p>第9条 本会社は、毎決算期現在の株主名簿及び実質株主名簿に記載された株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>2 前項その他定款に定めがある場合の外、必要があるときは、取締役会の決議により、2週間前に公告して、一定の日現在の株主名簿及び実質株主名簿に記載された株主又は登録質権者をもって、その権利を行使すべき株主又は登録質権者とする。</p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第10条 本会社は、株式につき名義書換代理人を置く。</p> <p>2 名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。</p> <p>3 本会社の株主名簿、実質株主名簿及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、株券喪失登録の手續、単元未満株式の買取その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取り扱わせる。</p>	<p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第10条 本会社の株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第11条 本会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第12条 本会社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3 本会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、本会社においては取り扱わない。</p>

変 更 前	変 更 後
第3章 株主総会	第3章 株主総会
(招 集)	(招 集)
第11条 定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時招集する。	第13条 (現行どおり)
2 株主総会は、法令に別段の定めがある場合の外、取締役会の決議に基づき取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役が招集する。	2 (現行どおり)
(新 設)	3 <u>定時株主総会は、東京都区内で開催する。</u>
(新 設)	<u>(定時株主総会の基準日)</u>
(議 長)	第14条 <u>本会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</u>
第12条 株主総会の議長は、取締役社長がこれに当る。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに当る。	(議 長)
(新 設)	第15条 (現行どおり)
(決 議)	<u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u>
第13条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合の外、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。	第16条 <u>本会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係わる情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u>
2 <u>商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって決する。</u>	(決 議)
	第17条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
	2 <u>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u>

変 更 前	変 更 後
<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第14条 株主又はその法定代理人が、代理人によって議決権を行使する場合には、代理人は本会社の議決権を有する株主でなければならない。</p> <p>2 前項の場合においては、代理権を証する書面を各株主総会ごとにあらかじめ本会社に提出しなければならない。</p>	<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第18条 株主は、本会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を本会社に提出しなければならない。</p>
<p>第4章 取締役及び取締役会</p>	<p>第4章 取締役及び取締役会</p>
<p>(定 員)</p> <p>第15条 本会社に取締役12名以内を置く。</p> <p>(選任の決議)</p> <p>第16条 取締役の選任の決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって決する。</p> <p>2 取締役の選任の決議は、累積投票によらない。</p>	<p>(定 員)</p> <p>第19条 (現行どおり)</p> <p>(選任の決議)</p> <p>第20条 取締役の選任の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 (現行どおり)</p>
<p>(任 期)</p> <p>第17条 取締役の任期は、就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時に満了する。</p> <p>2 補欠又は増員のため選任された取締役の任期は、他の現任取締役の残任期間とする。</p>	<p>(任 期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時に満了する。</p> <p>2 (現行どおり)</p>
<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第18条 取締役会の決議により、代表取締役若干名を定める。代表取締役は、各自会社を代表し、取締役会の決議に基づき、本会社の業務を執行する。</p> <p>2 取締役会の決議により、取締役社長1名を定め、取締役会長1名並びに取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって、代表取締役若干名を選定する。代表取締役は、各自会社を代表し、取締役会の決議に基づき、本会社の業務を執行する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、取締役会長1名並びに取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</p>



変 更 前	変 更 後
<p>(取締役会の招集権者、議長及び招集通知)</p> <p>第19条 取締役会は、取締役会長が招集し、その議長となる。取締役会長に事故があるとき又は取締役会長を置かないときは、取締役社長がこれに代り、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに代る。</p> <p>2 取締役会の招集の通知は、各取締役及び各監査役に対して会日の5日前に発する。ただし、緊急やむを得ないときは、この期間を短縮することができる。</p>	<p>(取締役会の招集権者、議長及び招集通知)</p> <p>第23条 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(取締役会の決議方法)</p>
<p>(取締役会規程)</p> <p>第20条 取締役会に関する事項については、法令又は定款に定めのあるものの外、取締役会の定める取締役会規程による。</p> <p>(相談役)</p> <p>第21条 本会社は、取締役会の決議により、相談役若干名を置くことができる。</p>	<p>第24条 <u>取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</u></p> <p>2 本会社は、<u>会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p>
<p>(取締役会規程)</p> <p>第20条 取締役会に関する事項については、法令又は定款に定めのあるものの外、取締役会の定める取締役会規程による。</p>	<p>(取締役会規程)</p> <p>第25条 (現行どおり)</p>
<p>(相談役)</p> <p>第21条 本会社は、取締役会の決議により、相談役若干名を置くことができる。</p>	<p>(相談役)</p> <p>第26条 (現行どおり)</p>
<p>第5章 監査役及び監査役会</p>	<p>第5章 監査役及び監査役会</p>
<p>(定 員)</p> <p>第22条 本会社に監査役4名以内を置く。</p>	<p>(定 員)</p> <p>第27条 本会社に監査役5名以内を置く。</p>
<p>(選任の決議)</p> <p>第23条 監査役の選任の決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって決する。</u></p>	<p>(選任の決議)</p> <p>第28条 監査役の選任の決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>
<p>(常勤監査役)</p> <p>第24条 監査役は、<u>互選をもって常勤の監査役を定める。</u></p>	<p>(常勤監査役)</p> <p>第29条 監査役会は、<u>その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>

変 更 前	変 更 後
<p>(任 期)</p> <p>第25条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会の終結の時に満了する。</p> <p>2 補欠のため選任された監査役の任期は、退任監査役の<u>残任期間とする。</u></p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第26条 監査役会の招集の通知は、各監査役に対して会日の5日前に発する。ただし、緊急やむを得ないときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第27条 監査役会に関する事項については、法令又は定款に定めのあるものの外、監査役会の定める監査役会規程による。</p> <p>第6章 計 算</p> <p>(営業年度)</p> <p>第28条 本会社の<u>営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、3月31日を決算期とする。</u></p> <p>(利益配当金の支払)</p> <p>第29条 <u>利益配当金は、毎決算期現在の株主名簿及び実質株主名簿に記載された株主又は登録質権者に支払う。</u></p> <p>(中間配当)</p> <p>第30条 本会社は、取締役会の決議により、毎年9月30日現在の株主名簿及び実質株主名簿に記載された株主又は登録質権者に対し、<u>商法第293条ノ5に定める金銭の分配（この分配金を以下中間配当金という。）</u>をすることができる。</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第31条 本会社は、<u>利益配当金及び中間配当金の支払の提供の日から3年を経過したときは、その支払の義務を免れる。</u></p>	<p>(任 期)</p> <p>第30条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会の終結の時に満了する。</p> <p>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、<u>退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第31条 (現行どおり)</p> <p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第32条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第33条 (現行どおり)</p> <p>第6章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第34条 本会社の<u>事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</u></p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第35条 本会社の<u>期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p>(中間配当)</p> <p>第36条 本会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を<u>基準日として中間配当</u>をすることができる。</p> <p>(配当の除斥期間)</p> <p>第37条 本会社は、<u>配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、その支払義務を免れる。</u></p>